**私立幼稚園経常費補助金**

**配　分　基　準**

大阪府　教育庁　私学課

令和２年度

**令和２年度私立幼稚園経常費補助金配分基準**

令和２年度大阪府私立幼稚園経常費補助金配分基準は、次のとおりとする。

**１．補助金の区分**

補助金は、教育条件や教員の能力開発及び資質向上、保護者負担の軽減、園運営の健全化等を図るため、一般補助（教職員数、学級数、園児数、財務状況に応じた補助）、特別補助（３歳児の就園促進等を目的とする補助）に区分して算出する。

また、必要に応じて調整措置を行う（要素区分や各要素の内容については下表を参照）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要素区分 | | | 要素の内容 |
| 一般補助 | 人件費関係 | 教員要素 | 学級数に応じて配分 |
| ３歳児学級要素 | ３歳児を26人以上35人以下で編制する学級数に応じて配分 |
| 加配教員要素 | 加配教員数に応じて配分 |
| 職員要素 | 専任職員の配置に応じて配分 |
| 処遇改善要素 | 補助対象教員数に応じて配分 |
| 運営費関係 | 研修要素  教員の能力開発  及び資質向上分 | 補助対象となる研修に専任教員を派遣させた園について参加実績に応じて配分 |
| 免許要素  一種免許状等の  保有の促進分 | 幼稚園教諭一種免許状若しくは幼稚園教諭専修免許状を取得している専任教員（専任園長を含む）の配置状況に応じて配分 |
| 財務状況改善要素 | 財務改善計画を策定・実施した園に配分 |
| 地域子育て支援要素 | 園の地域子育て支援に施設・教育機能を広く開放する取組みに配分 |
| 学校安全要素 | 防災教育等の取組みや、合同避難訓練等地域との連携を図る取組みに配分 |
| 園要素 | 園の規模に応じて配分（園規模割と園児割） |
| 特別補助 | ２５人学級要素 | | ３歳児を25人以下で編制する学級数に応じて配分 |
| ３歳児就園促進要素 | | ３歳児の就園状況、納付金の状況等に応じて配分 |
| 調整措置置 | 定員管理調整 | | 定員管理を図るための措置 |
| ３６人以上学級調整 | | 学級定員管理を図るための措置 |
| 小規模学級調整 | | 著しい少人数学級への人件費（教員単価）の減額措置 |
| 園長研修調整 | | 園長の研修参加を図るための措置 |
| 情報公開調整 | | 財務情報及び学校評価を広く周知するための措置 |
| 経営余力調整 | | 経営余力の調整を図るための措置 |
| 通園バス管理調整 | | 通園バス運行の適正化を図るための措置 |
| 一般管理調整 | | 園運営の適正化を図るための措置 |
| 最低保障調整 | | 前年度の補助額を一定保障するための措置 |
| 補助限度額による調整 | | 補助限度を超える場合の措置 |

**２．補助金の計算方法**

補助金の計算方法は次のとおりとする。

{(一般補助(※) ＋ 特別補助) × 補正係数 × 圧縮率｝＋ 処遇改善要素 ± 調整措置

※処遇改善要素は含まない。

（１）補正係数

各園の収支状況に応じて、一般補助＋特別補助の額に補正係数を乗じる。

補正係数は、前年度の事業活動収支計算書等に基づき、次の算式により得た比率に10％加算

した数値とし、100％を上限とする。

〔算式〕

|  |  |
| --- | --- |
| 【支出】 | （人件費）＋（教育研究経費）＋（管理経費） |
| 【収入】 | （事業活動収入）-（寄付金）-（施設整備費国庫補助金等） |

ただし、自園の幼稚園教育に直接関係のないと認められる支出がある場合は、その支出を算入しない。

（２）圧縮率

全園の総配分額を予算の範囲内にするため、一定の率を乗じる。

令和２年度の圧縮率は、 0.96071794　とする。

|  |
| --- |
| 〔最低限補助する額〕  全ての園を対象に一定の補助金額を配分できるよう、最低限補助する額を設定する。  上記「２．補助金の計算方法」により算出した額（Ａ）が、次の算式により算出した額（Ｂ）  に満たない場合にあっては、当該算出額（Ｂ）を補助金額とする。  [（Ａ）＜（Ｂ）→　補助金額（Ｂ）]  [算式]　補助金額 ＝ ① ＋ ②   1. 定員内実員×１人当たりの予算単価 １９１，６１２円 × ０．３ 【千円未満切り上げ】 2. ３歳児定員内実員×１人当たりの予算単価 １３，５００円 × ０．３ 【千円未満切り上げ】 |

（３）その他

年度途中に休園等した場合の補助金額の算定については、別途定める。

※令和２年度は該当なし。

**３．基礎数値**

配分の計算に使用する基礎数値は次のとおりとする。

（１）園児数

５月1日現在の数に、５月２日以降入園し１月始業日現在在園する満３歳児の数を加えた数

とする。

（２）学級数

５月1日現在の数に、新たに設置した満３歳児のみで編制する学級数（１月始業日現在）を加

えた数とする。

ただし、年度当初から特定の時期までに未就園児との混合学級であるものを年度途中で編制

しなおした学級については、新たに設置した満３歳児のみで編制する学級には該当しない。

（３）定員、専任教員数及び専任職員数

５月１日現在の数値とする。

ただし、歳児別の認可定員を歳児別の認可学級数で除した数が、35人を超える園（園則上の

少人数学級編制未実施園）の定員は、歳児別の認可学級数に35人を乗じて得た数とする。

**４．各要素の算出方法**

（１）一般補助

| 要素区分 | | 算出方法等 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 人件費  関　係  人件費  関　係 | | １．教員にかかる要素の基本的な考え方   1. 教員にかかる要素の区分   専任教員（専任園長を含む）の人件費は、次の３つの要素に区分して配分する。   |  |  | | --- | --- | | 教員要素 | 認可内実学級数＋１ | | ３歳児学級要素 | 実態上、26人以上35人以下の３歳児の認可内実学級数 | | 加配教員要素 | 加配教員数（４名を上限） |   （２）教員の対象数の考え方  　専任教員数（専任園長を含む）をもとに、まず教員要素の対象数、次に３歳児学  級要素の対象数、最後に加配教員要素の対象数を決めていく。  ※教員はＡ、Ｂ、Ｃの順に対象としていく。  ※補助対象教員数＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 各園の教員  の構成 |  | 要素の区分 |  | 対象数 |   A  B   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 専任園長 |  | 教員要素 |  | 認可内実学級数＋１ | | ５歳児、４歳児  の学級担任 |  |  | | ３歳児の  学級担任 |  |  | | ３歳児の  副担任 |  | ３歳児  学級要素 |  | 実態上、26人以上35  人以下の３歳児の認可内実学級数 |   C   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 加配教員 |  | 加配教員  要　　素 |  | 残りの教員数  ※４名を上限とする。 |   ２．補助の対象となる専任教職員の要件  専任教職員の要件は以下のとおりとする。  また、この他、別途通知する「留意事項」に記載された諸規程を遵守すること。  （１）専任園長  専任園長とは、次の各号の全てに該当する者とする。  （ア）原則として、私立学校教職員共済組合に加入していること。  （イ）勤務日数が週平均５日以上であること。  １日の勤務時間は、就業規則に基づくものとする。（※１）  なお、就業規則で定められた勤務時間内は幼稚園業務に専念し、保育所等関連  施設の業務及び未就園児クラスの業務など他業務を行っていないこと。（※２）  （ウ）当該学校法人から主たる給与の支給を受けていること。  （エ）府に専任として、届出を行っていること。  （２）専任教員  専任教員とは、次の各号の全てに該当する者とする。 （※３）  （ア）幼稚園教諭免許状、養護教諭免許状を有すること。  ５月１日時点で、免許状が失効している場合は該当しない。  （イ）原則として、私立学校教職員共済組合に加入していること。  （ウ）勤務日数が週平均５日以上であること。  １日の勤務時間は、就業規則に基づくものとする。（※１）  なお、就業規則で定められた勤務時間内は幼稚園業務に専念し、保育所等関連  施設の業務及び未就園児クラスの業務など他業務を行っていないこと。（※２）  （エ）当該学校法人から主たる給与の支給を受けていること。  （３）専任職員  専任職員とは、次の各号の全てに該当する者とする。  （ア）原則として、私立学校教職員共済組合に加入していること。  （イ）勤務日数が週平均５日以上であること。  １日の勤務時間は、就業規則に基づくものとする。（※１）  なお、就業規則で定められた勤務時間内は幼稚園業務に専念し、保育所等関連  施設の業務及び未就園児クラスの業務など他業務を行っていないこと。（※２）  （ウ）当該学校法人から主たる給与の支給を受けていること。  （※１）  １日の勤務時間は、就業規則に基づくものとする。  就業規則に定める勤務時間は、６時間以上で、かつ、当該幼稚園の園則に定める  教育時間等を含む時間であること。  （※２）  保育所等関連施設及び未就園児クラスの業務など他業務を行っていないこと。  ここでいう「関連施設」とは、大阪府内外を問わず、幼稚園、保育所(認可の有無  を問わない)、認定こども園、小規模保育事業等地域型保育事業、宗教法人施設  等をいう。  関連施設について疑義のある場合は事前に私学課に確認すること。  ここでいう「未就園児クラス」は、特定の未就園児を対象として恒常的なクラス  編成のもとに保護者と離れることを常態とする保育活動のことをいい、親子登園  や不特定多数の未就園児を対象とする活動はこれに該当しない。  「関連施設の業務」「未就園児クラスの業務」には、随時指示や協議等を行う非  常勤的な業務を含む。  関連施設の業務に関して、他の補助事業等の対象教職員となっていないこと（例：  保育所等の処遇改善等加算の対象職員等）。  ただし、当該幼稚園の預かり保育や特別支援等に係る市町村の独自事業について  は、事前に学校法人から申出があり、府私学課が認める場合のみ、これを認める。  （※３）  専任教員の特例として、産休・育休中の専任教員（以下、「産休等教員」という。）  の代替教員を、以下の各号全てを満たす場合には専任教員として補助対象とす  る。（産休等教員１名に対して 代替教員１名まで算入可能）  （ア）産休等教員が担う業務が、兼任教員によって代替されていること。  （イ）代替教員が、幼稚園教諭免許状又は養護教諭免許状を有していること。  （ウ）このとき、産休等教員の給与は無給でもかまわない。代替教員について  は、私学共済の加入の有無、勤務日数は問わない。  ３．補助単価  各園の補助単価は、全園の前年度の年間平均給与額とする。   |  |  | | --- | --- | | 要素 | 補助単価 | | 教員要素 | 全園の年間平均給与額の１／２ | | ３歳児学級要素 | 全園の年間平均給与額の１／４ | | 加配教員要素 | 全園の年間平均給与額の１／２ | | |
| 人件費関係  人件費関係 | 補　助  対　象  教員数 | 補助教員数 | 補助の対象となる専任教員数は、全ての専任教員（専任園長を含む）数とする。‥‥*（Ａ）* |
| 教　員  要　素 | 算出方法  　補助単価  　補助対象  教 員 数 | 補助単価　×　補助対象教員数  １９７万円　（全園の年間平均給与額の１／２）  認可内実学級数＋１　‥‥*（Ｂ）*  ただし、補助対象教員数を*（Ａ）*を上限とする。 |
| ３歳児  学　級  要　素 | 算出方法  　補助単価  　補助対象  教 員 数 | 補助単価　×　補助対象教員数  ９８万円　（全園の年間平均給与額の１／４）  実態上、26人以上35人以下の３歳児の認可内実学級数  ただし、歳児別定員の定めがない園（小規模及び複式学級編成園）  の３歳児の認可学級数は、全ての認可学級数を３で除した数とする（小数点以下切捨て）。‥‥*（Ｃ）*【*（Ａ）*－*（Ｂ）*を上限】 |
| 加　配  教　員  要　素 | 算出方法  　補助単価  　補助対象  教 員 数 | 補助単価　×　補助対象教員数  １９７万円　（全園の年間平均給与額の１／２）  補助対象教員数*（Ａ）*から教員要素*（Ｂ）*及び３歳児学級要素*（Ｃ）*の補助対象教員を引いた数とする。‥‥*（Ｄ）*  ただし、４名を上限とする。 |
| 職　員  要　素 | 補助対象園  　算出方法  　補助単価 | 専任職員を１人以上雇用している園  　補助単価　×　１人  全園の年間平均給与額の１／２  ただし、専任教員の年間平均給与額の１／２の額を上限とする。  （１９７万円） |
| 処　遇  改　善  要　素 | 算出方法  　補助単価  　補助の要件 | 補助単価　×　補助対象教員数  ３９，０００円（全園の年間平均給与額×２％×１／２）  （１）対象者（補助対象教員）  今年度の経常費補助金の専任教員要件を満たす教員。  ただし、役員（理事）、園長、教員免許を保有しない副園長は本  加算の対象外。  （２）対象園  平成28年度から、各年度の通常のベースアップ・定期昇給率  相当の伸び率の合計２．０％（０．５％の４年度分）に、給与  改善分として伸び率２％を加えた改善率４．０％（平成28年  ４月２日～ 平成29年４月１日採用者は平成29年度から  ３．５％、平成29年４月２日～平成30年４月１日採用者は平  成30年度から３．０％、平成30年４月２日～平成31年４月  １日採用者は令和元年度から２．５％）を超える給与改善を  行う園。 改善率計算対象教員の過半数が、上記の改善率を超  えること。超えない場合は、補助対象としない。 |
| 運営費関係  運営費関係 | 研　修  要　素  教員の能力開発及び資質の向上分 | 算出方法  　補助単価  　対象者  　補助対象研修 | 下記単価による  ２０万円  （４月～11月の期間内に専任教員が補助対象研修に参加した場合）  ※新型コロナウイルス感染症対策のため対象期間を１か月延長（令和２年８月31日付け教私第2220号）  専任教員（園長を除く）  国、地方公共団体、公益法人等、及び教職員等で構成される教育・  研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する研修に専任教員が参加した場合、対象とする。  ただし、新規採用教員研修、学校内のみで実施される研修（主催者が当該学校、当該学校と同一学校法人である場合を含む。）及び教員の資質向上に繋がらない状況報告会等については対象としない。 |
| 免　許  要　素  一種免許状等の保有の促進分 | 算出方法  　補助単価  　補助対象 | 下記単価による  ５万円  幼稚園教諭一種免許状若しくは幼稚園教諭専修免許状を取得している専任教員（専任園長を含む）の配置がある園を対象とする。 |
| 財　務  状　況  改　善  要　素 | 算出方法  　補助単価  　補助の要件 | 下記単価による  ４０万円  次の要件をいずれも満たしていること  （１）事業活動収支差額比率　０％以下  ※事業活動収支差額比率とは次のとおり算出する値をい  う。（事業活動収入－事業活動支出）÷事業活動収入  （２）過去３年間、定員に満たない園  各年度において、５月１日現在の園児数（満３歳児を含む）  に、５月２日以降に入園し１月始業日現在も在園している  満３歳児実園児数を加えた数が、認可定員内であること。   1. 第三者（公認会計士）による評価を受けた経営改善計画を   策定し、その計画に基づき経営改善に取り組んでいること。 |
| 地　域  子育て支　援  要　素 | 算出方法  　補助単価  　補助対象 | 下記単価による  ２０万円  下記、Ａ～Ｆのいずれかの事業を実施している園を対象とする。  ※ただし、預かり保育事業・キンダーカウンセラー事業は除く。   |  |  | | --- | --- | |  | 対 象 事 業 | | Ａ | 園庭等開放事業 | | Ｂ | 子育て支援の親子登園等（未就園児は親同伴のみ対象) | | Ｃ | 保護者同士の交流事業 | | Ｄ | 地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供 | | Ｅ | 幼児教育に関する各種講座の開催 | | Ｆ | 相談事業（突発的なものは除く） | |
| 学　校  安　全  要　素 | 算出方法  　補助単価  　補助対象 | 下記単価による   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 事業の内容 | 単価 | | Ａ | ⅰ）防災教育の実施  ⅱ）交通安全教育の実施  ⅲ）防犯訓練の実施  ⅰ）～ⅲ）の事業を複数実施した場合 | ３０万円 |   対象期間中に、ⅰ）～ⅲ）の事業を複数実施している園を対象とする。  ※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、補助対象となる事業から『Ｂ地域連携の取組み　ⅳ）園での避難訓練・防犯訓練等を地域住民や地域関係機関と合同で実施　ⅴ）自治体や地域での合同避難訓練等への園の参加』を除外  （令和２年８月31日付け教私第2220号） |
| 運営費関係 | 園要素 | 算出方法 | Ａ＋Ｂ　　（千円未満切捨て）  Ａ　園児割  ３５，０００円　×　補助対象園児数（定員内実員）  ※補助単価は、全園の前年度の事業活動支出の内、教育研究経  費の消耗品費・行事費・保健衛生費・研究費・報酬委託手数料・  賃借料・光熱水費・旅費交通費・通信費及び損害保険料の１人  当たりの平均額（７万円）の１／２の額。  Ｂ　園規模割   |  |  | | --- | --- | | 定員内実員規模 | 単価 | | ～　　２９人 | ２，０９３，０００円 | | ３０人　～　　４９人 | ３，３４９，０００円 | | ５０人　～　　９９人 | ４，６０５，０００円 | | １００人　～　１４９人 | ５，８６１，０００円 | | １５０人　～　１９９人 | ７，１１７，０００円 | | ２００人　～　２４９人 | ８，３７２，０００円 | | ２５０人　～　２９９人 | ９，６２８，０００円 | | ３００人　～　３４９人 | １０，８８４，０００円 | | ３５０人　～　３９９人 | １２，１４０，０００円 | | ４００人　～　４４９人 | １３，３９６，０００円 | | ４５０人　～ | １４，６５２，０００円 |   ※基準となるベース補助単価は、全園の平均規模（200人～  249人）を基準とし、前年度事業活動支出のうち教育研究経  費（Ａ園児割の単価算出に用いた経費は除く）と管理経費の  うち減価償却費を除いた1人あたりの平均額の１／２の額  に、平均規模（200人～249人）の平均園児数を乗じた額を  ベース単価としている。 |

（２）特別補助

| 要素区分 | 算出方法等 | |
| --- | --- | --- |
| ２５人  学　級  要　素 | 算出方法  　補助単価  　補助の要件  　補助対象学級数 | 補助単価 × 補助対象学級数  ９８万円　（ 全園の年間平均給与額 の １／４）  ３歳児の認可定員が１学級当たり 平均25人以下 であること。  ただし、歳児別定員の定めがない園（小規模園及び複式学級編制園）については、全ての認可定員を全ての認可学級数で除した平均が25人以下であること。  25人以下の３歳児の認可内実学級数  ただし、３歳児の認可内実学級数から３歳児学級要素の対象数を引いた数を上限とする。 |
| ３ 歳 児  就園促進  要　　素 | 算出方法  補助単価  評価項目  補助対象園児数 | {(評価項目の該当点数Ａ＋Ｂ)×補助単価＋１２，０００円}  ×３歳児の定員内実員  ６，０００円   |  |  |  | | --- | --- | --- | | Ａ | ３歳児の保育料が、４歳児の保育料と同額以下の園 | １点 | | ３歳児の保育料が、４歳児の保育料より高く、  その差が12,000円以下の園 | ０点 | | ３歳児の保育料が、４歳児の保育料より高く、  その差が12,001円以上の園 | -１点 | | Ｂ | 実員に占める３歳児の実員の割合が、  25％以上 | ３点 | | 実員に占める３歳児の実員の割合が、  20％以上　25％未満 | ２点 | | 実員に占める３歳児の実員の割合が、  20％未満 | １点 |   ※保育料とは、経常的納付金のうちの保育料（年額）のことをい  い、施設設備費その他の納付金は除く。  ３歳児の定員内実員  ただし、歳児別定員の定めがない園（小規模園及び複式学級編制園）の３歳児の定員は、全ての認可定員を３で除した数とする（小数点以下切捨て）。 |

（３）調整措置

| 要素区分 | 算出方法等 | |
| --- | --- | --- |
| 定員管理  調　　整 | 調整方法  　調整額 | 実園児数が定員を超過している園については、次の算式により算出した額を配分額から除く。  　調整額×（園児数－定員）　　（千円未満切捨て）  １人当たり予算単価（令和２年度：１９１，６１２円） |
| ３ ６ 人  以上学級  調　　整 | 調整方法  　調整額 | 35人を超える学級がある場合は、次の算式により算出した額を配分額から除く。  　調整額 × 35人を超える学級数  １学級あたり　９０万円 |
| 小 規 模  学級調整 | 調整方法  　調整額 | 学級別実員が、満３歳児・３歳児９人以下、４歳児・５歳児・複式14人以下の学級がある場合は、次の算式により算出した額を配分額から除く。  　調整額 × 小規模学級調整に該当する学級数  １学級あたり　４９万円 |
| 園長研修  調　　整 | 調整方法  　調整額  　対象研修 | ４月～11月の期間内に園長（専任・兼任を問わない）が対象研修に参加していない園は、次の額を配分額から除く。  ※新型コロナウイルス感染症対策のため対象期間を１か月延長  （令和２年８月31日付け教私第2220号）  ２０万円  国、地方公共団体、公益法人等、及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する研修。  ただし、新規採用教員研修、学校内のみで実施される研修（主催者が当該学校、当該学校と同一学校法人である場合を含む。）及び園長の資質向上に繋がらない状況報告会、説明会等を除く。 |
| 情報公開  調　　整 | 調整方法  　調整額 | 各園の財務情報（貸借対照表、収支計算書及び内訳書、財産目録、事業報告書、監査報告書）及び学校評価を関係者以外にも広く一般に公開する体制を整え、かつホームページに掲載していない園は次の額を配分額から除く   |  |  | | --- | --- | | 情報公開の種類 | 調整額 | | 財務情報 | ８０万円 | | 学校評価（自己評価） | １６０万円 | | 学校評価（学校関係者評価） | ８０万円 | |
| 経営余力  調　　整 | 調整方法  　調整額 | 年間給与が１，２００万円を超える教職員（専任・兼任）がある場合は、次の算式により算出した額を配分額から除く。    　１，２００万円超教職員の給与合計－１，２００万円  　×１，２００万円超教職員数  （千円未満切り捨て） |
| 通園バス  管理調整 | 調整方法  　調整額 | 園児の最長乗車時間が40分を超えて通園バスを運行している園については、次の算式により算出した額を配分額から除く。  コース数及び超過時間に応じて、次の算式により算出した額を配分額から除く。  　配分小計×３％　　（千円未満切捨て）  ※配分小計については２頁のとおり  {(一般補助(※)＋特別補助)×補正係数×圧縮率｝＋処遇改善要素 ± 調整措置  ※処遇改善要素は含まない |
| 一般管理  調　　整 | 調整方法 | 園運営の適正化を図るため、所要の調整額を配分額から除く。 |
| 最低保障  調　　整 | 調整方法  　最低保障額の算式 | 園運営の安定性を確保するため、１学級当たりの補助額が、前年度のその額の一定の割合（保障率）で配分額を調整する。（千円未満切上げ）  前年度補助額（※４）／　前年度の認可内実学級数  × 90％ × 認可内実学級数（※５）  （※４）預かり保育補助、特別支援教育補助を除く  （※５）前年度の認可内実学級数が上限  最低限補助する額（２頁）との違いについて  「最低保障調整」が、前年度の補助額を一定以上で措置するもの  に対し、「最低限補助する額」は、前年度の補助額に関係なく、園  に対して最低限補助する額として設定するもの。 |
| 補助限度額 調 整 | 調整方法  　算式 | 上記までの配分額が次の算式を超える場合は、超える額を配分額から控除する。  前年度の補助対象経費決算額 ／ 前年度の園児数  × 今年度の園児数 × 50％（千円未満切上げ） |